

入居資格審査に必要な書類

※発行先については9ページを参照してください。

証明書類

家族に関する証明書類

- 申込者本人の確認できる書類(運転免許証(裏表)の写し、健康保険証(裏表)の写し等)
※健康保険証(裏表)の写しをご提出の場合、記号・番号は読めないようにご提出ください。
- 世帯全員の住民票(全ての方が必要な書類です。)
- 上記以外の家族に関する証明書類
申込まれたご家族の状況によって必要な書類が異なります。
詳しくは4ページをご参照ください。
※個人番号(マイナンバー)の記載されていないものを提出して頂きますようお願いいたします。

¥

収入に関する証明書類

- 住民税課税証明書(生活保護受給者であって、収入が生活保護の扶助費のみの方を除く、平成22年4月1日以前に生れた方は全員必要です。無職無収入の方であっても必要です。(例 無職の夫または妻 等))
ただし、扶養家族(配偶者は除く)のなかで高校生・大学生・専門学校生などがある場合、扶養義務者の住民税課税証明書で扶養親族と認められていれば、「在学証明書」または「生徒手帳(学生証)」のコピーだけで結構です。
住民税課税証明書の見本については11ページをご参照ください。
※住民税課税証明書は控除の種類等が記載されたものがが必要です。
- 上記以外の収入に関する証明書類
申込みの時期、収入の種類によって必要な書類が異なります。
詳しくは5～7ページをご参照ください。



家屋に関する証明書類

- 家屋に関する証明書類(住宅の賃貸借契約書等)
現在お住まいの家屋の状況によって必要な書類が異なります。
詳しくは8ページをご参照ください。

申込家族の状況によっては、他の書類も提出していただく場合があります。

※審査の際にご提出頂いた書類は返却できませんので、ご了承ください。
(辞退・失格の場合も同様です。)

家族に関する証明書類

☆申込まれるご家族の構成や状況によって、必要な書類が異なります。

世帯要件	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ●すべての方に共通して必要な書類です。 ●外国籍の方は、在留資格・在留期間の記載が必要です。 ●申込家族の中に、婚約者の方がいる場合は、その方の「世帯全員の住民票(続柄記載のもの)」が必要です。 	<p>世帯全員の続柄が記載された住民票 ※次の項目に該当するものに限ります。</p> <p>①現住所に住民登録されているもの ②世帯主との続柄が記載されているもの</p> <p>※個人番号(マイナンバー)の記載されていないものを提出して頂きますようお願いいたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●単身入居申込みの方 ●入居予定家族のうち、配偶者(夫または妻)の無い方(離婚・死亡・未婚の方など)の場合 (※男性18歳、女性18歳以上の未婚の方は提出が必要です。) ●離婚により単身者となられる方で、未成年の子供と同居される場合は、入居者全員の戸籍謄本が必要です。 ●新婚・子育て世帯向けおよび期限付き入居住宅の新婚世帯資格で申込まれた方(婚約者との申込みの場合は除く) ●入居予定家族のうち、住民登録で別世帯の方(婚約者は除く)がいる場合 ●入居予定家族の続柄が住民票で確認できない方がいる場合(続柄欄に「子の妻」「子の子」などと記載の場合も必要です。) 	<p>戸籍謄本(全部事項証明書) 《外国籍の方は、戸籍謄本の代わりに次の書類が必要です。》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中国籍の方 …単身であることが確認できる『公証書』 ●韓国籍の方 …婚姻関係証明書(領事館で発行したもの) ●その他の国籍の方 …『婚姻要件具備証明書』又は同等の効力を有する本国発行の証明書など (※単身であることが確認できるもの)
<ul style="list-style-type: none"> ●入居予定家族のうち、配偶者に「1年以上遺棄(別居)されている」方がいる場合 	<p>戸籍謄本と戸籍の附票 (本人と配偶者双方についてわかるもの)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●入居予定家族のうち、高校・大学・専門学校等に在学中の方がいる場合 	<p>在学証明書、又は生徒手帳・学生証のコピー (満15歳以下の中学生までは不要です。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●該当する方がいる場合 ※手帳の氏名・住所・障がい名・障がい等級の記載されているもの 	<p>身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳のコピー</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●海外から引揚後5年以内の方がいる場合 	<p>永住帰国者証明書 (厚生労働省社会・援護局長発行)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●入居予定家族のうち、現在は施設に入所中又は病院に入院中の方がいる場合 	<p>施設の入所証明書又は入院証明書 (退所・退院時期の明記されたもの)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●入居予定家族のうち、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる場合 	<p>ハンセン病療養所等入所証明書</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●原子爆弾被爆者の方がいる場合 	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定書のコピー</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親世帯等に準じる状況にある世帯 (配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合) 	<p>ひとり親世帯等に準じる状況にある世帯としての証明書 (大阪府各子ども家庭センター、大阪市各区保健福祉センター・地域保健福祉課、堺市各区役所地域福祉課等で、母子世帯に準じる状況にある世帯として証明を受けられます。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者の生死が1年以上あきらかでない場合 	<p>捜索願の届出の事実が確認できるもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●申込者又はその同居親族が次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯 (1)府内における殺人、放火、強姦の実行行為の犯罪被害者等で、被害が発生した日から5年以内(募集期間末日現在)の方 (2)(1)の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方 (3)(1)の犯罪被害状況について確認できる方 (注)上記(1)には危険運転致死を含む 	<p>犯罪被害のため住宅に困窮する理由書 (※該当する場合はご連絡ください。上記申請書等を送付します。)</p>

注意 事項

●申込者の家族の状況によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。



収入に関する証明書類

《申込みの時期：令和7年4月・5月》（第1回総合募集に当選された方など）

①給与収入のある方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税課税証明書（令和4年分所得） ※現在発行される最新のもの 及び <input type="checkbox"/> 源泉徴収票（令和6年分所得） ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「給与等支払証明書」12ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先での勤務開始時期が令和6年1月2日以降の方。 ※勤務開始して間もない方、またはこれから勤務予定の方は、2か月分の給与支給後の「給与等支払証明書」が必要です。 ・申込者が大阪府内に居住していない場合。 ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・前の勤務先を令和5年1月2日以降に退職された方。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

②無職・無収入の方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税課税証明書（令和4年分所得） ※現在発行される最新のもの 及び <input type="checkbox"/> 無職申立書（※18ページ）	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職・無収入であっても、「令和5年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

③年金収入のある方(全ての年金)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税課税証明書（令和4年分所得） ※現在発行される最新のもの 及び <input type="checkbox"/> 年金振込通知書の裏表共のコピー（最新のもの） 又は 年金額改定通知書の裏表共のコピー（最新のもの） ※2つのうち最も新しいものをお送りください。	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職であっても、「令和5年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月2日以降に事業に廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

④その他所得のある方(事業等)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税課税証明書（令和4年分所得） ※現在発行される最新のもの 及び <input type="checkbox"/> 確定申告書の控え（令和6年分所得） 又は 「収支明細書」14ページ （令和6年1月～令和6年12月までの総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入したものを。）	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「開業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に開(転)業している方。 注：開業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。 ●令和6年1月2日以降に開業された方は、「収支明細書」14ページに開(転)業した月から審査時までの総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入したもの(2か月以上) ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税証明書に事業以外の給与収入金額が記載されているが、すでに退職している場合。

⑤生活保護を受給されている方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書（原本かつ最新のもの）	※受給者全員の氏名が確認できるもの。

住民税課税証明書	11ページに見本がありますので、ご参照ください。
給与等支払証明書	12ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
収支明細書	14ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
退職済証明書	16ページに付いていますので、切り取ってお使いください。

《申込みの時期：令和7年6～12月》（第2回～第5回総合募集に当選された方など）

①給与収入のある方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書(令和6年分所得) ※現在発行される最新のもの	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「給与等支払証明書」12ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先での勤務開始時期が令和6年1月2日以降の方。 ※勤務開始して間もない方、またはこれから勤務予定の方は、2か月分の給与支給後の「給与等支払証明書」が必要です。 ・申込者が大阪府内に居住していない場合。 ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・前の勤務先を令和6年1月2日以降に退職された方。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税事務所の受付印が必要です。

②無職・無収入の方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書(令和6年分所得) ※現在発行される最新のもの 及び <input type="checkbox"/> 無職申立書(※18ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職・無収入であっても、「令和7年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税事務所の受付印が必要です。

③年金収入のある方(全ての年金)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書(令和6年分所得) ※現在発行される最新のもの 及び <input type="checkbox"/> 年金振込通知書の裏表共のコピー(最新のもの) 又は 年金額改定通知書の裏表共のコピー(最新のもの) ※2つのうち最も新しいものをお送りください。	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職であっても、「令和7年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税事務所の受付印が必要です。

④その他所得のある方(事業等)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書(令和6年分所得) ※現在発行される最新のもの	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「開業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に開(転)業している方。 注：開業届には税務署または府税事務所の受付印が必要です。 ●令和6年1月2日以降に開業された方は、「収支明細書」14ページに開(転)業した月から審査時までの総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入したものの(2か月以上) ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税証明書に事業以外の給与収入金額が記載されているが、すでに退職している場合。

⑤生活保護を受給されている方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書(原本かつ最新のもの)	※受給者全員の氏名が確認できるもの。

住民税課税証明書	11ページに見本がありますので、ご参照ください。
給与等支払証明書	12ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
収支明細書	14ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
退職済証明書	16ページに付いていますので、切り取ってお使いください。

《申込みの時期：令和8年1～3月》（第6回総合募集に当選された方など）

①給与収入のある方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書 (令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small> 及び <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 (令和7年分所得) <small>※コピー可</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「給与等支払証明書」12ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先での勤務開始時期が令和6年1月2日以降の方。 ※勤務開始して間もない方、またはこれから勤務予定の方は、2か月分の給与支給後の「給与等支払証明書」が必要です。 ・申込者が大阪府内に居住していない場合。 ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・前の勤務先を令和6年1月2日以降に退職された方。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

②無職・無収入の方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書 (令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small> 及び <input type="checkbox"/> 無職申立書 (※18ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職・無収入であっても、「令和7年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

③年金収入のある方(全ての年金)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書 (令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small> 及び <input type="checkbox"/> 年金振込通知書の裏表共のコピー (最新のもの) 又は <input type="checkbox"/> 年金額改定通知書の裏表共のコピー (最新のもの) <small>※2つのうち最も新しいものをお送りください。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職であっても、「令和7年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

④その他所得のある方(事業等)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書 (令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small> 及び <input type="checkbox"/> 確定申告書の控え (令和7年分所得) 又は <input type="checkbox"/> 「収支明細書」14・15ページ <small>(令和7年1月～令和7年12月までの総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入したもの。)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「開業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月2日以降に開(転)業している方。 注：開業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。 ●令和7年1月2日以降に開業された方は、「収支明細書」14ページに開(転)業した月から審査時までの総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入したもの(2か月以上) ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税証明書に事業以外の給与収入金額が記載されているが、すでに退職している場合。

⑤生活保護を受給されている方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 (原本かつ最新のもの)	※受給者全員の氏名が確認できるもの。

住民税課税証明書	11ページに見本がありますので、ご参照ください。
給与等支払証明書	12ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
収支明細書	14ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
退職済証明書	16ページに付いていますので、切り取ってお使いください。



家屋に関する証明書類

☆現在、お住まいの家屋の状況により必要な書類が異なりますのでご注意ください。

申込家族の中に、現在別居中の方や婚約者がいる場合は、その方の「家屋に関する証明書類」も必要です。

	必要な証明書類	注意事項
㉠借家に住んでいる ●賃貸マンション・アパート ●公社・UR等の賃貸住宅 ●公営住宅 ※契約者が申込本人又はその親族でない場合は㉠の書類が必要です。	<input type="checkbox"/> 家屋の賃貸契約書のコピー ※次の項目が確認できるものに限ります。 ①物件の所在地 ②契約年月日 ③貸主・借主の署名・捺印 ④契約更新に関する箇所 ※重要事項説明書は契約書とは違いますので審査できません。 ただし、契約書には物件の所在地の記載がない場合等の時には併せて提出して下さい。	左記の書類がない場合は貸主が証明する賃貸借契約証明書(20ページ)と家賃領収書のコピーが必要です。 賃貸借契約書は全ページのコピーをお願いいたします。
㉡本人または親族の持家に住んでいる ●戸建て ●分譲マンション等 ※所有者が申込本人又はその親族でない場合は㉡の書類が必要です。	<input type="checkbox"/> 家屋(建物)の登記簿謄本 ※土地の登記簿謄本は必要ありません。 と <input type="checkbox"/> 所有者の住民票	・家屋を所有したままでは入居できません。 ・建物の所有者と申込者との関係が住民票で確認できない場合は申込者本人との関係を明記した書面(日付・署名が必要)を同封してください。 ・個人番号(マイナンバー)の記載されていないものを提出して頂きますようお願いいたします。
㉢社宅・寮に住んでいる	<input type="checkbox"/> 社宅(寮)の使用証明書(20ページ) 又は、次の項目の証明が必要です。 ①物件の所在地 ②借主の氏名 ③入居開始時期 ④家賃(使用料) ⑤会社(管理責任者)の住所・氏名・捺印 ⑥証明書(記入)年月日	会社又は管理責任者の証明に限ります。
㉣他人の家に間借りしている ※貸主と同居している場合です。 ※親族と同居している場合は「間借り」にはなりません。	<input type="checkbox"/> 間借り証明書(22ページ) 又は、次の項目の証明が必要です。 ①物件の所在地 ②借主の氏名 ③入居開始時期 ④家賃(使用料) ⑤間貸主の住所・氏名・捺印 ⑥証明書(記入)年月日 と <input type="checkbox"/> 間貸主の住民票	・間貸主の証明に限ります。 ・個人番号(マイナンバー)の記載されていないものを提出して頂きますようお願いいたします。
㉤大阪府営住宅に住んでいる ※家賃の滞納があると失格です。	<input type="checkbox"/> 入居承認書のコピー	左記の書類がない場合は、お住まいの住宅を管理している指定管理者の窓口で家賃証明書を発行してもらってください。

注意事項

- 住民票の住所と現在居住している場所が異なる場合は、**両方の住所の「家屋に関する証明書類」**が必要です。
- 申込み後、入居資格審査までに転居された場合は、申込時点と転居後、両方の「家屋に関する証明書類」と「住民登録が確認できる書類」が必要です。
- 親族の持家に住んでいる場合で、所有者が死亡等の理由により、その住民票の提出ができない場合、必要な書類についてお問い合わせください。